

農地の貸借は、利用権設定を行いましょう

●利用権設定とは

農業経営基盤強化促進法等に基づく農地の貸借方法で、農地を借りて経営規模を拡大したい農業者と、何らかの事情で耕作できない農地所有者との間で、農地貸借等の利用権を設定することです。

●利用権設定の特徴

- ・契約期間が終了すれば、自動的に農地の権利は所有者に戻ってきます。
- ・契約期間が終了しても、再度、申請することによって、継続した農地の貸し借りができます。

ご注意を！

～農業者年金（経営移譲年金・特例付加年金）を受給されている方へ～

経営移譲年金・特例付加年金の受給者が、後継者以外の方と利用権設定を行った場合、年金額が減額になる場合がありますので、ご注意ください。

《減額になる例》

- ・後継者に貸していた農地が返還され、他の人と貸借の利用権設定をした場合
- ・受給者本人が農地の借り手となって利用権を設定し、農業経営を再開した場合 など

口約束で農地を貸し借りしていると、後々思わぬトラブルになる恐れがあります。

（例：転貸、小作料の不払い、知らない間に荒廃化、など）

利用権設定を申請して、安心な農地の貸し借りを行いましょう。



農地の適正な管理について

集落内や山間部などで、耕作放棄や管理不足により雑草が繁茂し周囲に支障をきたす恐れのある農地が見受けられます。

これらの耕作放棄地は、害獣のすみかとなったり、近隣農地や住宅への雑草の種子の飛散、病虫害の発生やゴミの不法投棄など、様々な問題の原因となってしまいます。

農地はいったん荒れてしまうと、耕作可能な農地に復元するためには大変な労力や費用を要します。何らかの理由により耕作できない場合であっても、草刈りや耕起などを行い、いつでも耕作を再開できるよう農地の適正な管理をお願いします。



農地に関するよくある質問

農地は誰でも購入（権利取得）できるのですか？

農地を購入（権利取得）するには要件があり、農業委員会の許可が必要です。

農地を耕作する目的で購入（権利取得）する時は、農業委員会で農地法第3条の許可を受ける必要があります。

農地法第3条の許可申請をする人は、申請する農地の面積を含めて耕作面積の合計が30アール（下限面積）以上必要であり、農業事業者の方など、日頃から必要な農作業に常時従事できる人に限られます。

農用地あっせん情報

令和4年3月25日委員会承認

所在	地目		面積(m ²)	希望内容
	登記	現況		
開聞十町字愛宕下	畑	畑	466	売渡
開聞十町字用作平	宅地	畑	3,980	売渡
開聞十町字用作平	畑	畑	3,672	売渡
開聞十町字用作平	宅地	畑	708	売渡
開聞十町字用作平	畑	畑	396	売渡
開聞十町字拝ヶ尾	畑	畑	1,864	売渡
開聞仙田字山神山	畑	畑	1,716	売渡
開聞仙田字花山	畑	畑	802	売渡
開聞仙田字花山	畑	畑	753	売渡
開聞仙田字岡元原	畑	畑	834	売渡
開聞仙田字山神	田	田	2,076	売渡
開聞仙田字山神	田	田	431	売渡
開聞仙田字池東	田	田	244	売渡
開聞仙田字池東	田	田	83	売渡
開聞仙田字小塚原	田	田	528	売渡
開聞仙田字小塚原	田	田	296	売渡
山川利永地区	畑	畑	3,000	借受
開聞十町地区	畑	畑	3,000	借受
開聞仙田地区	畑	畑	3,000	借受
開聞川尻地区	畑	畑	3,000	借受

※詳しくは、お近くの農業委員、農地利用最適化推進委員又は農業委員会事務局へお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 農業委員会事務局 TEL 22-2111

(内線721, 722, 723)